

あべてつみ 阿部哲己 市議会・活動報告

令和4年
10月26日
第10号

今回は9月定例会及び10月臨時会について報告いたします。

9月定例会（9月2日～9月21日）



令和3年度一般会計決算を認定しました。

歳入総額158億5,986万円、歳出総額149億7,917万円、
実質単年度収支額は4億2,950万円の黒字でした。

1に近いほど財源力があるといわれる財政力指数は0.353で前年度(0.362)よりわずかに低下。県内9市の令和2年度の平均値0.46と比べれば低いものの、人口3万人未満の3市(※)平均の0.35と同水準です。

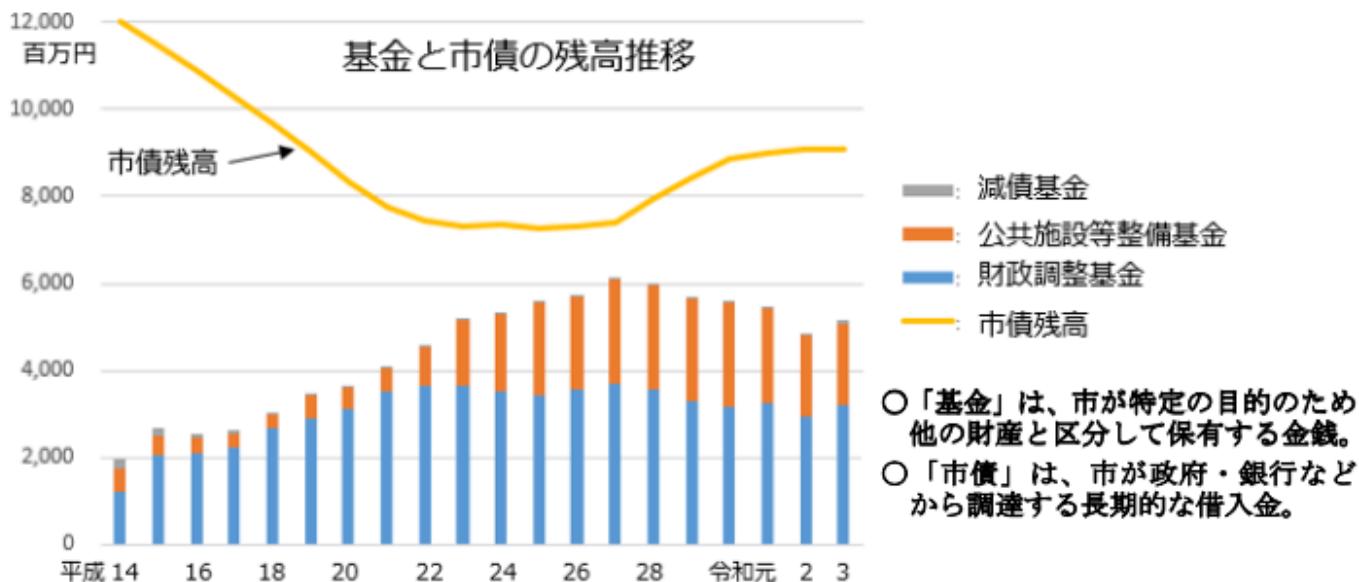
また、20年前の平成14年度の値0.275と比較すると、かなり改善しています。

(※) 西都市、えびの市、串間市

数値が低いほど財政構造の弾力性があるといわれる経常収支比率は89.1%で、前年度(91.8%)より2.7ポイント改善。

また、一般的に15%が財政悪化の警戒ラインといわれる公債費負担比率は8.2%で、前年度(7.8%)より0.4ポイント増加したものの10%以内であり適正な状況です。

えびの市が保有している基金の約3／4を占める、財政調整基金、公共施設等整備基金、減債基金の3つの基金残高と、市債残高について過去20年の推移を下のグラフにまとめました。



令和3年度の、3つの基金残高合計は51億5,882万円、市債残高は90億7,818万円です。これらを平成14年度と比較すると、基金残高合計は31億8,721万円増え、市債残高は29億2,453万円減少しています。

グラフから分かるように、3つの基金残高は平成27年度をピークに減少傾向に転じ、市債残高は増加から横ばい傾向ですが、20年前と比較すると財政状況は改善しています。

えびの市は住民サービスの充実と健全な財政運営のバランスが取れている状態だと、私は認識しています。えびの市の財政運営の健全さが今後も損なわれることの無いよう、基金と市債残高の推移を注視してまいります。



1 再生可能エネルギーについて

○九州の電力系統に及ぼす影響

紙幅の都合上説明は省略しますが、九州の電力系統はこれ以上再エネ電源が増えると、電力会社のコスト増、電力系統の脆弱性が高まること、及び固定価格買い取り制度の賦課金の負担が増えることを説明し、市長の見解を伺いました。

[市長答弁概要]

国は脱炭素社会を目指しており、えびの市でも、考え方としては推進している。

多様な課題があることも認識。コストもかかっている。政府には再エネ導入に伴う国民負担の低減策にも取り組んでいただきたい。 [終]

○「伊佐・えびの・人吉風力発電事業」が完成した場合に、市民の皆さんに悪影響が起こり得る問題点としてどのようなものがあるとお考えか、市長にお尋ねしました。

[市長答弁概要]

風車の稼働による騒音や振動、動植物への影響、景観への影響、風車の影の影響などが考えられ、これらは環境アセスメントに基づき適切な対応がなされる必要がある。地元の皆様方からのご意見等にも十分な説明と合意形成に努めていただく必要がある。 [終]

○風力発電で懸念される問題

①ストロボ効果の影響

ストロボ効果について、伊佐市の市民団体が作られたパンフレットに、こう書かれています。

「ぐるぐる回る風車の羽根。その「影」もずっと動き続けます。視線に入ると目がチラチラしてまるでストロボのように不快。太陽が風車越しに見える所は要注意。」（一部抜粋）

えびの市の場合は、ストロボ効果の影響が広範囲に及ぶことを心配しています。夕日が山に沈むところに風車が立ったとすると、風車が山の稜線よりも上にある場合、太陽が山に沈む前に風車の後ろから照らすことになります。風車が回転することでチラチラするストロボ効果を、多くの人が体験すると予想されます。

計画されている風車の高さは最大で190mと書かれています。

どれくらいの高さに見えるかをイメージしやすい例として、自衛隊のVLFの支柱の高さが、市役所に一番近いもので257mだそうです。VLFの支柱の3/4位の位置まで、風車が見えるということになります。右図はVLFと比較した風車の大きさを示した図です。

風車が実際に出来た時に、ストロボ効果やシャドウフリッカーの影響で、チラチラして車の運転がしづらかったり、生活している市民の皆さんの不快感が強くなった場合には、夕方の一定時間、例えば30分程度、風車の運転を止めていただきたいと考えています。市長の見解をお尋ねしました。

[市長答弁概要]

ストロボ効果やシャドウフリッカーについては環境アセスメントの評価対象になっている。

事業者には、風車の悪影響を生じない位置を考えていただきたいが、まずはアセスメント評価の中身を精査したい。 [終]



○市役所2階玄関前付近
から撮影した写真を加工
・風車がここに立つわけでは
ありません。

②超低周波空気振動症候群の発生

「低周波音被害を追って」という本では、風車の近くにお住まいの一部の人に、不眠、頭痛、体重減少など不定愁訴の症状が出る事例が紹介されています。

ある事例では、風車が運転中に測定した低周波空気振動で2Hz前後に60dB前後のピークが出ています。測定日時が違っても、同じ周波数にピークが出ることから、人工的なものだと判定されています。これだけ低い周波数では音としては聞き取れませんが、脳に振動が加わることで不定愁訴の症状が出るのだろうと推察されています。

風車の運転開始後、近くにお住まいの方から風車に起因する不定愁訴などの不快を訴えられた場合には、当該風車を夜間帯の一定時間停止すべきと考えます。市長の見解をお尋ねしました。

[市長答弁概要]

国のマニュアル等に準拠して、事業者は調査、予測、評価を行うと聞いている。まずは影響が出ないようにしていただきたい。超低周波音の調査については、今日の質問を参考にしたい。【終】

③土砂災害の増加

自伐型林業推進協会がまとめた「災害と林業」という報告書の概要版によると、土砂災害現場の現実として、崩壊は圧倒的に「皆伐」地点及び「幅広作業道」で起きているそうです。風力事業者の説明書には建設・管理用道路として幅員約5mと書かれています。これは「災害と林業」では「幅広作業道」と定義され、土砂災害のリスクが高くなる要因とされています。

今回、計画されている風車はローター直径が100~140mということで、ブレードの長いものは約70mになり、70mの1本ものを運び上げるために、運搬道のカーブの部分などはかなりの面積で、木を切り倒すことになると予想されます。

また、風車発電機の地点ごとに組立スペースとして約40m×50mが必要とされています。昨今は雨の降り方が亜熱帯地方の様な大雨も増えているので、道路の排水や発電所地点の沈砂池などの設計降雨量にも余裕を持たせる必要があると思います。風車建設に伴う土砂災害を防止するために、どのようなことを考えられているのか市長にお尋ねしました。

[市長答弁概要]

環境影響評価法に基づく環境アセスメントの他、風力発電設備の設置場所が国有林の場合には開発許可が必要で国が審査を行う。保安林解除も国の許可、保安林内作業行為許可は宮崎県の許可が必要であり、開発が適正であるか審査が行われる。作業道開削などの際には、災害の防止策や排水路の確保、工事の施工管理も確実に対応していただく必要がある。【終】

④風車事故、とりわけ火災への対応

経済産業省 電力安全課の資料「新エネ事故対応WGの審議対象及び水平展開ルールの明確化等について」(R4年1月)という資料に、風力発電所に関する38件の事故が報告されています。

原因ごとの件数は、ブレード破損が17件、ブレード折損が15件、火災が7件でした。

私が最も懸念しているのは、ナセルの火災事故です。

今回計画されている風車のナセルは地上90~120mの高さとされ、消防隊が放水しようとしても放水が届かないわけです。

損保ジャパン日本興亜レポート139「風力発電設備の火災事故と消火装置」では、風力発電火災への対応策として、自動消火装置の設置が提唱されています。ナセル火災が国内で7件確認されており、発生した場合に消防は為すすべがないと考えると、えびの市に設置が予定されている風車には自動消火装置の設置を義務付けるべきだと考えます。市長の見解をお尋ねしました。

[市長答弁概要]

発電所が設置された場合には、火災を含めて災害防止の管理をしっかりとしていただきたい。ナセル内の消火器設置についても検討すると聞いています。あらゆる面で災害防止の事前対応をしていただきたいと考えている。【終】



⑤設備撤去の不確実性

風車の建設から20年程度経った後、事業を終了する際の設備撤去が、確実に行われるのかどうか懸念されるので、市長のお考えをお尋ねしました。

[市長答弁概要]

設備の廃棄費用の積立計画を経済産業大臣に毎年報告することが義務化されており、国の法律の中で担保されていると認識している。[終]

2 生活保護について

8月に受講した「生活保護問題議員研修会」で、生活保護利用の最大の阻害要因である「扶養照会」の運用を厚生労働省が改善したにも関わらず、その改善を反映していない自治体の多いことが報告されました。えびの市でも改善する必要があると考え、今回、取り上げました。

「扶養照会」とは、生活保護を申請した人の親族に、「援助が可能かどうか」を福祉事務所が問い合わせることです。この扶養照会を、「本人の承諾なしで家族に連絡しない」という運用に厚生労働省が改善し、自治体に文書で周知されています。

また、生活保護を受けたい人がホームページを見て申請をあきらめることのないように、生活保護についてのホームページ内容を改善していただきたいと提言しました。

[市長答弁概要]

現在でも扶養照会を行わないケースはある。ホームページの記載で誤解の無いように、説明が足りていない部分については改善したい。[終]

3 ランドセル寄贈を願う

今年7月の宮崎日日新聞で、「ひとり親世帯にランドセル寄贈」という記事を見つけました。ありがたい取り組みだと思う反面、抽選に漏れたご家族の落胆は大きいと推察されます。

市の財政が厳しい中ですが、貧しいご家庭の子どもたちに、小学1年生に入学する時に、6年間使える丈夫なランドセルを市長からプレゼントすることを市長にお願いしました。

[市長答弁概要]

過去には、新入学の子どもたちへランドセルを支給していた時期もある。現段階では、ランドセルの直接の寄贈ではなく、皆さん方が使いやすいような給付を進めている。[終]

10月臨時会（10月14日）

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯に1世帯当たり5万円が給付されます。

令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯の方には、確認書が送付されるので、それに基づき申請してください。また、予期していなかった出来事等のため、世帯全員が住民税均等割非課税相当の収入になった家計急変世帯の方は、必要書類を揃えて市に申請することで給付を受けられます。ご自分で申請しないと給付を受けられません。情報を見落とさないようご注意願います。

あべてつみ後援会 (会長 堀井之生)

〒889-4152
えびの市大字島内1172番地15

あべてつみ（阿部哲己）

電話（FAX）0984-48-0044

ホームページ <http://www.abetetsumi.com>

フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/abekouenkai/>
(フェイスブックを利用されていない方もご覧出来ます)

ホームページ フェイスブックページ



ホームページでは、これまでのパンフレットをご覧いただけます。
フェイスブックページは、フェイスブックを利用されていない人もご覧いただけます。